

「東かがわ市生活排水処理構想(案)」に対する パブリックコメント(意見公募)の手続きについて

【趣旨】

香川県が令和17年度を目標年次とする「第5次香川県全県域生活排水処理構想(以下、第5次構想)」の策定作業を行っています。また、本市においても、第5次構想の策定スケジュールに基づき、「東かがわ市生活排水処理構想」の策定作業を行っているところです。

このたび構想案をとりまとめましたので、市民の皆様からご意見をいただきたくパブリックコメントを実施します。

記

1 公表対象

東かがわ市生活排水処理構想(案)

2 公表期間・意見募集期間

令和7年11月7日(金曜日) から令和7年11月20日(木曜日) 午後5時まで(必着)

3 東かがわ市生活排水処理構想(案)の閲覧方法(場所)

- (1) 市ホームページ
- (2) 公共施設での閲覧
 - ・東かがわ市役所3階 都市整備課

4 意見の提出方法

(1) インターネット回答

下記URL又はQRコードを読み取り、回答フォームにアクセスして回答してください。

<回答フォーム>

【 URL 】 【QRコード】

<https://logoform.jp/f/M8orI>



(2) その他の回答

意見は、所定の様式(「東かがわ市生活排水処理構想(案)」に対する意見書)に、必要事項を記入し提出してください。

＜意見の提出先＞

- ① メール hk-toshiseibi@city.higashikagawa.kagawa.jpに件名を(東かがわ市生活排水処理構想(案)への意見)として提出してください。
- ② F A X 0879-26-1344
- ③ 郵 送 〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市 都市整備課
- ④ 持 参 東かがわ市役所本庁舎3階 都市整備課

6 提出の際の留意事項

(1)意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・構想等に利害関係を有する方

(2)提出方法

- ・住所及び氏名は、必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。
- ・電話や来庁による口頭での意見等の受付及び個別回答は、いたしません。

7 提出された意見の公表

提出された意見については、内容を要約したうえで、本市の考え方を付して、市のホームページで公表します。

8 お問い合わせ先

東かがわ市 事業部 都市整備課 下水道グループ TEL:0879-26-1304

※「都市整備課」以外への本件に関するお問い合わせはできません。